

## 第19回岡山地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催期日

平成22年11月11日(木)午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員(五十音順)

岩崎吉明委員, 岩藤美智子委員, 楠田教夫委員, 園部秀穂委員, 高山光明委員, 中田行一委員, 中村有作委員, 東正博委員, 平松敏男委員, 松本友之委員, 松下浩明委員, 森陽子委員

#### (2) 事務担当者

古賀輝郎裁判官, 妹尾次男事務局長, 奥靖史事務局次長, 埜田昌志総務課長, 大田茂総務課課長補佐, 平林功充民事訟廷管理官, 三信順裕主任書記官

#### (3) ゲストスピーカー

労働審判員(2人)

### 4 議事

#### (1) 開会宣言

#### (2) 委員長あいさつ, 新任委員あいさつ

#### (3) 説明及び意見交換

事務担当者から, 前回の委員会で作された労働審判制度に関する質問等に対する回答などの補足説明を行った後(説明事項は別紙1のとおり), 意見交換が行われた(発言要旨は別紙2のとおり)。

#### (4) 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」から依頼のあったアンケートについては, 事務局で作成した回答案に

対する意見を各委員から伺った上，岡山地方裁判所委員会名義で回答することとした。

(5) 次回の予定

ア 日時

平成23年2月16日(水)午後2時から午後4時まで

イ テーマ

簡易裁判所の手続について(民事調停制度を中心として)

(別紙1) 事務担当者からの補足説明

1 事件の種別等

岡山地裁に申立てのあった事件の内容等について  
労働審判事件における代理人の関与について  
審判の手續等について

2 事件の進行等

労働審判における証拠調べについて  
労働審判法24条による終了について

3 広報等

労働審判員の確保について  
労働審判制度の周知について

4 リーフレット及び備付用紙等

手續説明等に使用するリーフレット等の資料について

(別紙2) 意見交換の発言要旨(委員, 事務担当者)

労働審判員

労働審判員になるまでは、使用者側、労働者側のうち一方の立場で労働問題を考えてきた。労働審判員は、どちらの立場にも偏らず、公平な目で眺め、処理をしていかなければならない、そして、当事者の理解の中で円満な解決を図りたいと思っている。

実際に、公平な立場というものをどう考えるかは、当事者から出された書面を見て、互いの主張、争点を自分なりに整理し、労働関係の判例を事前に勉強することで、公平性を保とうとしている。

労働審判員になった最初のころは、双方の主張やその裏付けに目を奪われ、その主張が事実か、正しいかどうか目も奪われていた。3回という期日の中で解決するためには、事実関係に目をやり過ぎるとかなりきつくなる。1回目は事実関係を確認し、2回目、3回目で互いの調停的なことをするには時間的制約もあり苦労している。回を重ねるにつれ、お互いの争点をきちんと頭に入れ、争点について自分なりの経験、勉強を踏まえ、イメージを持った上で、最初から、申立人、相手方双方に対して、労働審判をどう考えているか、ある程度の歩み寄りの余地があるかについて、感触を得ていくことを1回目でするよう努めている。

公平、公正に判断できるよう努め、早急に解決し、労使ともども一定の理解の中で円満な解決を図ることを願っている。

労働審判員

公平、公正に考えることが難しい。労働審判員の立場に立てば、使用者側、労働者側のどちらから選ばれたかということは消しながら進めなければならない。依頼があってから、第1回期日までは約1箇月あり、書物で自分なりに勉強してやっているが、その間は非常につらい。1回目の期日が始まり、2回目、3回目の期日となるとそうでもなくなる。

労働審判制度のスタート時点では、公平性が懸念されたが、実際に事件を担当してみると、いい人が労働審判員に選ばれていると思った。使用者側から選ばれた労働審判員が使用者側にきびしい目でご覧になっているとか、労働組合関係の経験がある労働審判員が、むしろ、労働者側に、もっときちんとしなければいけないという話をされることがあり、なるほど、そういう面もあるのかと感ずることがあった。審判の場面でも、使用者側から選ばれた労働審判員が、経営者に、苦勞は分かるがやり方としては十分でないという話をされて、経営者が納得した場面が印象に残っている。

労働審判では弁護士がついている事件が圧倒的に多いが、本人が代理人なしで進める場合、その本人に理解してもらえようサポートすることも裁判所側に期待されていると思うが、代理人がいる場合といない場合とでは、進め方や話し方など、異なる点があるか。

#### 労働審判員

代理人がついている場合は、争点整理も適切だし、ものが言いやすい面がある。申立人が本人のみの事案では、1回目の期日で、申立書の内容について、本当の気持ちをていねいに聞く努力をしている。

#### 労働審判員

弁護士費用もかかるだろうし、申立人からすれば、自分で申立てをすることができるのが一番いいとは思いますが、逆に、審理をする立場としては、専門家がいれば、それに越したことはないという感想である。

弁護士がつかないと、あまり主張や争点が整理されず、自分の思いにこだわられるのかと思う。弁護士がつくと、争点が整理され、その背後にある主張や証拠に基づいて事実関係を把握するので、自分の依頼者を説得しやすいことになる。審判の場合は別として、最終的には、異議があると訴訟に移行し、そこで判決を見通して弁護士は活動するので、落ち着くところに落ち着くのだろうと、そういう意味では調停は成立しやすいと思う。

労働審判では、正義ということが前面に出れば、お互いの話で妥協点が見つかって、第三者から見て、本当にその解決でいいのかということにもなるし、公平、公正ということになれば、合意ができるところで協議すればいいということになるし、悩ましい。

地方裁判所委員会委員の就任に当たり、どの程度労働審判をニュース番組で扱っているかを確認した。制度発足のときは、ずいぶんニュースでやったし、地方の裁判所で始まったときも、ニュースで取り上げた。今年の1月に放送したある番組では、紛争解決の手段として労働審判の仕組みや事案を紹介した。その事案は、審判では解決できなくて、その後訴訟で争うことになったと伝えた上で、問題点を論じた。それ以外にも、最近では、残業代未払い、非正規労働者の労働審判の申立て、内定取消というところで、労働審判に関するニュースを伝えている。ただ、正直、通常の民事訴訟とか、リーフレットで紹介されているたくさんの窓口とかがあり、この話はどこに行けばいいのか、ここにいくと次を紹介してもらえるのか、そのあたりの仕組みが分からない。報道機関がもっと取材をして周知する必要があるのだろうけど、これまでの窓口とか民事訴訟とか、どこがどう違うのかということが、我々の課題というか感想である。

労働審判の一番の特徴は、迅速性だと思う。3回の期日でというが、実際には1回でほとんど決まっていると思う。すると、本人申立ての場合、言い分が分からなければ、どのように整理するのか。なかなか整理できないのではないかと。そういうとき、裁判所はどうしているのか。じっくり説得するのは難しいと思うが、そのあたりはどうか。

本人申立ての場合、申立書が分かりにくいことがあるが、通常の場合、話を聞いてみると、それ程複雑な問題で審判の申立てをしているわけではないことが分かる。申立書にいろんなことが書いてあるので複雑に見えるが、実際に聞いてみると、証拠がない、書面を作っていないので、お互い言ったとか言わないというレベルの紛争のケースが比較的多い気がする。1回目の期日は、2時

間から2時間半という限られた時間の中で話を聞くとともに、相手方に代理人がつけば、相手方代理人から情報を仕入れたりして、紛争のポイントは何かを整理していけば、それなりに整理はついていくと思う。

労働問題の相談を受けたときは、労働基準監督署を紹介するケースが多いと聞いている。相談を受けた場合、助言、斡旋の役割を担うが、たらいまわしとの批判を受けても、本人にとって最適な解決方法は何かということの基本にしている。労働関係紛争についても、このケースなら、まずどの機関を紹介すればいいのかと判断に迷う。費用面、手続の迅速性、簡便性、本人の納得した解決ができるかどうかといったことで、悩みながら紹介している。

#### 労働審判員

相手方は会社が多いが、代理人と相手方との関係、つまり、代理人が指導性をもって企業に話をしてもらえるケースと、逆に、企業ががんとして譲らず、代理人が手を焼くケースがある。その中で、どう解決するか悩んだことがある。

また、直接的な言葉で言うのは控えるとしても、ある程度、労働審判員サイドのイメージを前面に出した方が調停が成立しやすいと思っている。

ある懲戒解雇の事案で、申立人（労働者）がある程度のお金で妥協する、つまり、懲戒解雇は取り消すが、ある程度のお金で会社は去るということで話がまとまったことがあったが、経営者に不当に解雇されたものを、お金で済ませて、それでよしとするのか、正直悩むことがある。

#### 労働審判員

ある程度の金額で解決することが、果たしてその人を救っているのかと、疑問を持ちながら、最終の判断をしている。

例えば、交通事故の損害賠償については、交通事故は世間ではいっぱいあるが、裁判所に持ち込まれる紛争はそれ程多くはない。ADRや、そこに行くまでに保険会社の交渉で終わることがたくさんある。しかし、裁判所が基準を示すことで、法規範が社会規範になる。労働審判も、そういう形で実務をリード

していくという情報の発信があってもいいのではないかという議論がある。

労働審判手続のメリットとして迅速性が言われているが、一方で、法17条に職権による事実調査や証拠調べができる定めがあるが、どの程度やっているのか。

相手方が不出頭の事案について、審判する場合、申立人の申立内容がそのままおろのか、そうでないとなれば、どの程度調査されるのか。

異議申立てにより訴訟となった場合を前提に、労働審判では当事者が腹を割って話ができるのが一つのメリットと言われるが、そこでの発言は記録化されるのか。記録化されるなら、その書面が訴訟で証拠能力を認められないとまずいのではないか。

労働審判を担当した裁判官は、異議後の訴訟を担当することがあるのか。除外の原因となるのか。

岡山地裁では、労働審判を担当した裁判官は、訴訟は担当しない。また、記録化はしていないので、訴訟に引き継がれることはない。訴訟で、あらためて証拠調べをして事情等を聴取することになる。

一般的には、1回目に相手方が不出頭でも、すぐに審判はしない。2回目の期日を設けて出頭のを機会を与える方がいいと考えられる。その場合、不出頭による擬制自白の適用はないと思うが、証拠があって反論がなければ、申立人の主張がとおりやすいということはあると思う。証拠調べは、本人から、宣誓させずに話を聞くパターンが多いと思う。

労働審判の迅速性の関係もあるが、証拠をどの程度読んでいるか。期日の前に、証拠は送られてくるのか。

#### 労働審判員

陳述書は送付される。ただし、直前や当日に提出された場合は、事前に見ることはできない。その他の書証については、事前に自分が確認したい書証、証拠を整理しておいて、1回目の期日に、早めに裁判所に来て確認している。見



ておきたい書証のコピーを裁判所に依頼したこともある。

1 回目の期日は制限時間が決まっているのか。

中小企業では，顧問弁護士が常駐しておらず，社会保険労務士や税理士に相談していることが多いが，そういう人でも代理人になれるのか。弁護士のほか，申立人が息子なら親，妻なら夫，また労働組合の書記局の者は代理人になることができるのか。

1 回目の期日は，原則として1時間半から2時間の時間をとっており，2回目，3回目の期日は，労働審判委員会が，事案に応じて必要な時間をとっている。初回は，労働審判員に記録を見ていただいたり，裁判官と事前に評議していただく時間を考慮して決めている。

原則として，代理人となれるのは弁護士のみであるが，裁判所が必要かつ相当と認めるときは，弁護士でない者を代理人とすることもある。また，裁判官が判断して，会社の関係者が入室を許可された事例もある。

例えば，申立人に弁護士がつくと，中小企業の相手方は弁護士がいないと，なかなか対抗できない。会社の人には助言ができるのか。

補助者を無制限に広く認めることはできない。こういうことを説明するから同席させてほしいといった事情があれば，ケースバイケースで判断することになる。

率直に状況を聞いて大変よく分かった。手続は迅速を旨として行っている，事実認定より，むしろ当事者の考えや落としどころをどう考えてるかよく分かった。また，労働審判員は，出身母体の考え方や利益を代表するのではなく，公平性を旨とされているとの話には感銘を受けた。